

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

総務局（真備を除く支所分）【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏，長谷川 威，原 勲，原田 龍五

第3 監査の方法

今回の監査は、主として令和2年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

児島支所[産業課]

1. 観光施設使用料について

観光施設使用料について、算定誤りがあり、過少に請求していたので、関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

庄支所

1. 修繕料について

山道樋門関連水管理制御設備修繕について、令和元年度中に修繕を行っていたが、予算不足を理由に令和2年度に支払いを行っていたため、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

2. 委託業務について

庄新町52号線道路清掃業務委託について、次の事項に不備が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

(1) 平成30年度実績に係る支払いが、令和元年度の予算により支出されているものが見受けられた。

(2) 件名とは異なる、二子地区内の清掃業務について支出されているものが見受けられた。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日
児島支所		水島支所	
総務課	令和2年9月8日	総務課	令和2年9月10日
市民課	令和2年9月9日	市民課	令和2年9月4日
産業課	令和2年9月7日	産業課	令和2年9月14日
建設課	令和2年9月10日	建設課	令和2年9月11日
玉島支所		庄支所	令和2年9月2日
総務課	令和2年9月7日	茶屋町支所	令和2年9月1日
市民課	令和2年9月8日	船穂支所	令和2年9月4日
産業課	令和2年9月14日		
建設課	令和2年9月3日		